熊本市
Kumamoto City

こどもを核としたまちづくり・
人口減少に対応したDXの推進に係る要望

令和５年（2023年）６月

熊　本　市

熊本市政の推進にあたり、日頃から御理解、御高配を賜り深く感謝申し上げます。

未曾有の災害となった「平成２８年熊本地震」から７年が経過する中、本市では、被災した方々の生活再建を最優先に、復興を下支えする地域経済の活性化や防災、減災のまちづくりなど、復旧・復興の加速化と未来への礎づくりに全力で取り組んでまいりました。

国におかれましても、発災当初からこれまで、被災者の生活支援に係る迅速な対応をはじめ、国庫補助制度の創設や拡充等、被災自治体の財政負担軽減のために様々なご支援を頂いたところです。

この結果、がけ崩れ等で被害を受けた宅地の復旧工事が令和三年度で全事業が完了したほか、液状化被害を受けた地区の対策工事についても、昨年度末にすべての地区の本体工事が完了するなど、復旧・復興は着実に進んでいると実感しております。

また、国内における感染確認がされて以降、本市へも深刻な影響を与えていた新型コロナウイルス感染症については、本年５月８日から感染症法上の位置付けが変更され、新たな局面を迎えたところです。

本市においても引き続き感染症対策に注力するとともに、本市が目指す「上質な生活都市」の実現に向け、こどもを核としたまちづくりの推進はもとより、ＴＳＭＣ進出を好機とした都市基盤整備など、国の動きに呼応した取組も積極的に展開していく必要があると考えております。

国におかれましては、本市が取り組む各種施策の推進に是非とも御理解をいただき、令和６年度予算編成等に向けて、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和５年（2023年）６月

熊本市長　大西一史

こどもを核としたまちづくり・
人口減少に対応したDXの推進に係る要望

・子育て世帯に係る経済的支援の充実と財政措置
【こども家庭庁・文部科学省】… P 1

・保育人材の確保・担い手の処遇改善 【こども家庭庁】… P 3

・データ連携基盤の将来的な官民、自治体間の広域連携を見据えた仕様・規格の統一及び構築・運用に係る財政的・人的支援の強化について
【デジタル庁・内閣府】… P 5

・内密出産についての法整備等 【こども家庭庁】… P 7

・こども医療費負担軽減に向けた措置 【こども家庭庁】… P10

・子育て・介護関係の手続に関するオンライン申請の早急な機能改善
【デジタル庁・厚生労働省・こども家庭庁】… P12

・安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行
【デジタル庁・総務省】… P15

・国による第三者機関の委員及びコーディネーター選定の支援
【文部科学省】… P17

・学校給食費の無償化に対する財政支援 【文部科学省】… P19

・わいせつ教員排除に係る処分歴データの拡充 ……【文部科学省】… P20

・子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等 【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】… P22

・義務教育課程における少人数学級の更なる推進 【文部科学省】… P30

・GIGAスクール構想の着実な実施に向けた支援
【文部科学省・内閣府】… P31

・グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実
【文部科学省】…　P33

・義務教育施設等の整備促進に対する財政支援　【文部科学省】…　P36

・きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等　【文部科学省】…　P38

子育て世帯に係る経済的支援の充実と財政措置

【こども家庭庁・文部科学省】

提案・要望内容

1　こども・子育て施策の強化について（試案）の完全実施、特に、高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充、保育給食費等、ライフステージごとの子育て世代に対する経済的支援の拡充をお願いしたい。

現　状

■こども政策担当大臣により「こども・子育て施策の強化について（試案）」が発表され、今後 3 年間で加速化して取り組むこども・子育て政策が公表された。本市も子育て世代のニーズを確認するため緊急市民アンケートを実施したところ、「高等教育費の負担軽減」「児童手当の拡充」「医療費の負担軽減」「学校給食費の無償化」等、国試案の強化策に掲げられた項目が上位を占めた。

課　題

■高等教育費は将来の経済的な不安要素になっている。子育て世帯や若者にとって過度の負担にならないような支援制度が必要である。

■児童手当制度を拡充する場合、扶助費の増加に加え、制度改正に伴うシステム改修費や人件費等、多額の費用が必要となるが、自主財源からの捻出とならざるを得ず、自治体の負担軽減が必要である。

■昨今の物価高騰は保育所給食の実施にも影響を及ぼしており、これまでと同様の栄養量を確保するためには副食費の増額が必要であるが、子育て世帯の負担増を求めることは逆行である。

参考１　政府「こども・子育て政策の強化について（試案）」に対する市民アンケート結果（抜粋）

期間　：2023 年 4 月 13 日（木）～4 月 17 日（月）
対象　：市公式 LINE に登録された方のうち、「子育て情報」を選択された方へ WEB アンケート
回答数：1,434 件

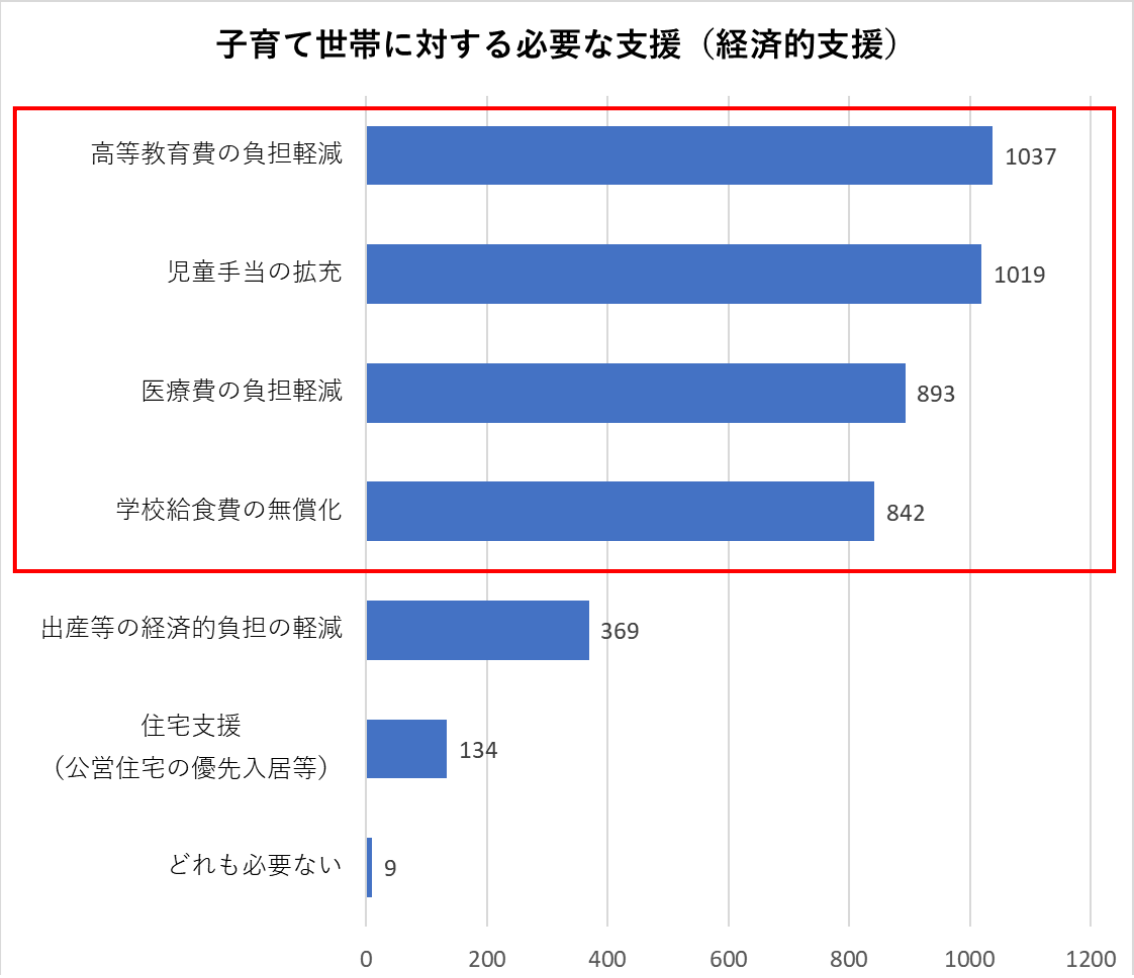

保育人材の確保・担い手の処遇改善

【こども家庭庁】

提案・要望内容

１　慢性的な保育士不足の中、国が進める職員配置基準の見直しの実現のためには、保育士等の人材確保や保育士等が安定的・継続的に働くことのできる処遇の改善が必須であり、処遇改善等加算の更なる拡充を要望する。

現　状

■本市でも、保育士の給与は全職種の平均と比較して低額で、また現配置基準下における労働環境に負担や不安もあり、離職者が多く、潜在保育士の再就職も進まない状況にある。

■保育士不足により、定員数の受入れのための保育士が確保できず、定員割れとならざるを得ない私立保育所等が存在するといった影響が出ている。

■全国で保育士不足となっており、特に都市部を中心に、保育士確保のため独自の処遇改善に係る上乗せが行われるなど、自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にある。

課　題

■保育士賃金は、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」（令和４年２月から実施され同年１０月から処遇改善等加算として継続）により職員収入の３％程度（月額９，０００円）の引き上げ措置が講じられているものの、他業種との平均賃金の乖離幅の完全な解消は難しく、更なる加算措置が必要である。

■また、保育士が離職せず、また潜在保育士の再就職を促すため、保育士のニーズに応じた労働環境の提供が求められている。

■都市部への保育人材の流出は、地方創生の観点からも好ましくなく、流出を防ぐ方策として、統一的な施策、あるいは実情に応じた施策の構築が必要である。

参考１　保育士の給料相場（全国平均との比較）

熊本県における保育士の平均年収は約 341 万円であり、そのほか、月収や手当・賞与も含めて全国平均よりも低い。

	平均年収	平均月収（賞与含めず）	手当・賞与
全国	約374万円	約25.0万円	約74.7万円
熊本県	約341万円	約22.1万円	約75.6万円

（出典：厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」/

参考２　保育士実態調査結果（東京都）

保育士退職意向の理由（複数回答）

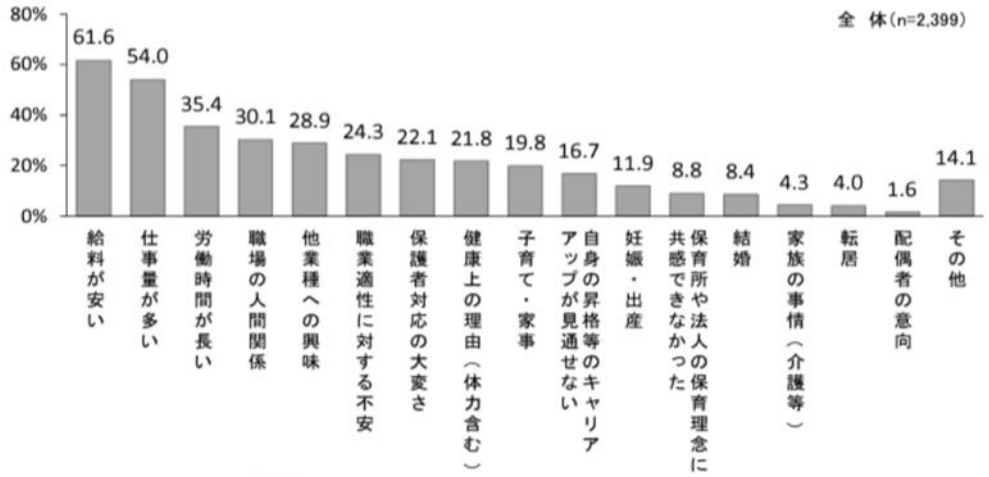

出典：2022年度東京都保育士実態調査結果/東京都福祉保健局からの抜粋

データ連携基盤の将来的な官民、自治体間の広域連携を見据えた仕様・規格の統一及び構築・運用に係る財政的・人的支援の強化について

【デジタル庁・内閣府】

提案・要望内容

1　将来的なデータ連携基盤の広域連携に向けて、地域が遵守すべき統一仕様（標準仕様）を示していただきたい。あわせて、構築・運用に向けた財政的・技術的支援等を強化いただきたい。

2　データ連携基盤を有効に活用するため、国による専門家の派遣等の人的支援や、更に踏み込んだ事例、ノウハウ等の情報提供をお願いしたい。

現　状

■本市としては、データ連携基盤は、本来、全国で一本化された基盤を国が構築し管理することが望ましいと考えるが、現在、国においては、各地域が主体となった地域単位でのデータ連携基盤の整備を想定し支援されているところ。

■そのようなことから、本市では、様々な地域課題解決に向け、データを活用した施策立案等を行うため、将来的な広域連携についても視野に入れながら、機能や活用範囲など、データ連携基盤の在り方について熊本県とともに検討を行っているところ。

課　題

■国においては、自治体に対し、データ連携基盤のコアとなる部品（推奨モジュール）の公開・提供や技術的助言等を行われているものの、この採用については自治体の判断に委ねられているところであり、将来的な国、自治体、事業者等多様な主体との相互連携・広域連携を想定した場合、仕様が統一されていないことによる費用負担や技術的な支障が生じることが懸念される。

■加えて、国のデジタル田園都市国家構想交付金等による財政的支援については、導入時の支援が主であり、その安定的かつ持続可能な運営のための維持管理経費や、将来の機能拡張・地域ごとに構築されたデータ連携基盤相互の連携に係る費用については財政的支援が十分でない。

■自治体においては、データ連携基盤を有効に活用するための知見や、参照すべき具体的な好事例等が不足している。

内密出産についての法整備等

【こども家庭庁】

提案・要望内容

１　国において、内密出産に係る手続きを適正に実施するための妊娠葛藤相談所（仮称）及びこどもの出自を知る権利を保障するための公的な身元情報管理機関の設置等に向け、内密出産制度の法整備を含めた検討を急いでいただきたい。

２　全国からの相談や預け入れが昼夜行われていることを踏まえ、予期せぬ妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい 24 時間 365 日対応の相談窓口を国において整備し、その周知を図っていただきたい。

現　状

■熊本市の医療法人聖粒会 慈恵病院が設置した「こうのとりのゆりかご」には、開設以来、令和３年度（2021 年度）末までに全国から 161 人のこどもが預けられている。
また、全国から慈恵病院に寄せられる妊娠に関する悩み相談は、令和４年度（2022 年度）だけでも 2,799 件となっている。

■これらは、予期せぬ妊娠など様々な事情を抱え、差し迫った状況に置かれている人々が全国に多数存在していることを示している。

■令和元年（2019 年）１１月、慈恵病院は、いわゆる内密出産を実施することを表明し、令和３年（2021 年）１２月からこれまでに９例の内密出産とされる事例が確認されている。

■令和４年（2022 年）９月、国から「妊婦がその身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして出産したときの取扱いについて」（いわゆる「内密出産ガイドライン」）が通知された。

■内密出産ガイドラインでは、医療機関において、妊婦の身元情報の保存、管理、開示等に関する規程を明文化することを定め、都道府県等において、その規程を確認し、規程に基づく身元情報の管理等が適切に行われるよう指導することが定められた。

■令和５年４月、本市は「妊娠内密相談センター」を設置し、専門職がチームでソーシャルワークを行い予期せぬ妊娠に悩む方の課題解決に向けた支援の体制強化に着手した。

課　題

■「こうのとりのゆりかご」については、預け入れを前提とした孤立出産や長距離移動等による母子の生命の危険性、障がいのあるこどもの預け入れ、こどもの出自を知る権利の保障等の課題がある。
これまで本市専門部会等において、様々な観点から検証報告が行われてきたところであるが、これらの課題を解消するためには、母子双方の利益に配慮した新たな社会制度の構築が必要となる。

■内密出産の実施については、内密出産ガイドラインでその枠組みが示されたところであるが、依然として様々な課題が残されている。主なものは次のとおりである。

■第一は、こどもの出自を知る権利の保障である。医療機関による母の身元情報の管理や引き継ぎ、開示の方法をどのように考えるか、また、自治体がどのように関与するかといった課題について、公的機関の設置も含め、適正な制度を設計する必要がある。

■第二は、母に対する支援である。内密出産に関する医療機関から母への説明内容や母が真に内密出産を望んでいるかの意思確認の方法、母が未成年である場合の支援の在り方や出産費用等の課題について、多角的な観点から、母に対し広範な支援を行う必要がある。

■第三は、こどもの処遇である。母の事情を十分に把握、理解しないまま社会的養育を行うことや特別養子縁組の手続を進めることの妥当性、こどもに対し出自や母の情報を開示する際の説明方法といった課題について、こどもの最善の利益を図るための方策が必要となる。

■これらの課題は、一自治体・一医療機関で解決できるものではなく、また、慈恵病院では内密出産の実施が続いていることから、国におかれては、内密出産制度の法整備を含めた検討のほか、上記課題の解消に向けた更なる体制整備を早急に進めていただきたい。

■併せて、予期せぬ妊娠で悩む全国の女性からの相談や預け入れが昼夜問わず行われていることを踏まえ、妊娠・出産で悩む人々が相談しやすい２４時間３６５日対応の相談窓口の整備及び周知を図っていただきたい。

■なお、こどもの戸籍作成前に自治体が母の身元情報を把握した場合、所管法務局に通報する義務が生じ、市区町村長の職権によるこどもの単独戸籍の作成が困難になるという課題があるため、この点についても内密出産ガイドラインで整理していただきたい。

こども医療費負担軽減に向けた措置

【こども家庭庁】

提案・要望内容

１　子育て世帯が経済的負担を理由に適切な受診を控えることがないよう、国として全国一律のこども医療費の負担軽減に向けた制度創設及び財源確保を講じていただきたい。

現　状

■わが国の将来を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境を整備していくことは、国を挙げて取り組むべき喫緊の課題である。

■本市では、子ども医療費助成について更なる制度拡充の要望が大きいことから、高校３年生（満１８歳）までの対象年齢拡大と保険調剤に係る自己負担の無料化を、令和５年１２月から開始予定。

課　題

■こども医療費助成制度については、自治体間で助成制度が異なり、サービス水準に格差が生じている。

■本市においても、近隣自治体の助成制度と比較して、外来診療に係る自己負担の無料化など、より一層の軽減等の要望も多く、厳しい財政状況の中、財源の捻出に苦慮している。

参考１　子ども医療費助成制度他都市比較（指定都市 20 市）　2023 年 1 月現在

	対象年齢		所得制限	自己負担	都道府県
	入院	外来			補助率（令和３年度）
堺市	18 歳	18 歳	無	有	1/2
静岡市					入院 1/6・通院 1/8(16～18 歳)
浜松市					入院 1/6・通院 1/8(16～18 歳)
新潟市					対象外
北九州市					1/4（小中以下）1/2（中学通院のみ）
大阪市			有(12 歳以上)	有	1/2
名古屋市		中学終了	無	無	
さいたま市	中学終了			無	対象外
京都市				有	1/2
熊本市					対象外
千葉市					1/4
神戸市					1/2
福岡市					1/4・1/2（中学は医のみ 1/2）
仙台市			有		1/2
相模原市			有(1 歳以上)		1/4
横浜市					
川崎市		小学終了			
岡山市			無		対象外
札幌市			有		1/2
広島市		小学 3 年			

子育て・介護関係の手続に関する
オンライン申請の早急な機能改善

【デジタル庁・厚生労働省・こども家庭庁】

提案・要望内容

1　子育て・介護関係の 26 手続きのオンライン化に関して、市民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、行政区ごとの申請・受付を可能にするなど、ぴったりサービスにおけるオンライン申請の早急な機能改善を行っていただきたい。

現　状

■ 本市では、子育て・介護関係の 26 手続きについて業務 BPR（業務プロセスの見直し）を実施し R4 年度から、マイナポータルのぴったりサービスを活用したオンライン申請の受付を開始している。

■このぴったりサービスの機能及び標準様式において、入力に手間がかかること、行政区ごとの申請・受付ができないことなど、市民の利便性、迅速な事務処理及び職員の運用負荷に影響する事項が確認された。

課　題

■今後、マイナンバーを利用したオンライン申請の利用を拡大していくためには、市民ニーズや現場の実情を踏まえた、ぴったりサービスの早急な機能改善が必要である。

参考１　ぴったりサービスの機能改善要望の一例

■市民の利便性向上に向けて改善を要望する事項

手続名称	要望内容
支給認定の申請 保育施設等の利用申込	ぴったりサービス標準様式において、以下の項目を任意とするか項目自体を削除して頂きたい。 ・就労証明書や添付資料に記載されている事項と同内容の項目 ・出生時の情報 （理由）就労証明書や添付資料に記載されている項目を再度入力頂くのは市民の二度手間になること、また、出生時の情報は母子手帳が手元になければ入力が困難であることから、オンライン申請の利便性が損なわれ、利用促進につながらないため。
未支払の児童手当等の請求	「請求者」に申請者（ぴったりサービスで申請を行う者）の情報が自動入力されるため、自動入力しないよう修正を頂きたい。 （理由）本申請において、申請者は児童の親（亡くなった受給者の配偶者等）であることが大半であるが、「請求者」は児童であると定められている。申請者情報が自動入力されることにより、市民の誤解及び申請ミスにつながるため。
介護保険負担割合証の再交付申請	負担割合証と被保険者証の申請様式を一本化するとともに、以下の書類についても再交付申請ができるように実装頂きたい。 「資格者証」「負担限度額認定証」「利用者負担額減額・免除認定証」「介護保険料納入通知書」「その他（保険料決定通知書など）」 （理由）負担割合証と被保険者証の申請様式が別となっているものの、それぞれの申請画面にてどちらの再交付も選択できるようになっており、市民の混乱を招く可能性があるため。また、他交付物についても法令に基づき交付をしており、再交付が必要となるため。

■職員の業務負荷軽減に向けて改善を要望する事項

手続名称	要望内容
全手続き共通	ぴったりサービスの標準様式において、区役所等を選択できるようにして頂きたい。もしくは、申請管理システムにおいて申請者の住所から区役所等への振り分けができるよう仕様を見直して頂きたい。

	(理由)各種手続に関する申請は、行政区ごとに受付し、処理を行う必要があるが、ぴったりサービス、申請管理システムともに区役所等への振り分けが出来ず、職員が申請者情報の住所を確認し、手作業で区役所等に振り分けを行う必要があり、職員の負荷が増大する。このことにより、事務処理の誤りを招くおそれがある。
全手続き共通	申請者情報入力において、電話番号入力は必須とするよう統一頂きたい。 （理由）差戻（却下）の際等、申請者に連絡を取る必要があるが、ぴったりサービスにおけるオンライン申請時に入力する申請者情報では、必ずしも電話番号の入力が必須ではなく、迅速な事務処理に支障が生じる。

参考２　ぴったりサービスでオンライン化を行った 26 手続き

安定稼働を最優先とした基幹業務システムの統一・標準化の円滑な移行

【デジタル庁・総務省】

提案・要望内容

１　地方公共団体の実情に応じた円滑な移行に向けて、目標年度については自治体毎の機器更新時期及び業務ベンダの製品提供時期等を考慮し、柔軟に設定できるように見直していただきたい。

２　デジタル基盤改革支援補助金について、基金の使途の拡充や増額を図った上で、情報システム関連の市場価格等の実情を勘案し、継続的に十分な財政措置を行っていただきたい。

現　状

■令和４年１０月に閣議決定された標準化基本方針において、「基幹業務システムを利用する地方公共団体が令和７年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標」としている。また、「総務省はデジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成する。」とされている。

■本市においても、令和７年度までの標準準拠システムへの移行に向けて各業務ベンタや他都市から情報収集しながら、Ｆｉｔ＆Ｇａｐ分析や移行計画の検討に全庁的に取り組んでいるところである。

■これまでの標準仕様書については、行政区の取り扱いや処理件数が多い自治体に必要な仕様が不足していたため、令和４年１０月に開

催された「標準仕様の指定都市における課題等検討会」において、本市を含めた全指定都市による標準仕様の再点検が実施することになり、令和５年３月末の改訂で一部反映された。

課　題

■令和５年３月末の改訂で一部反映されたものの成案化されなかった大部分の指定都市の意見は、再検討として残されている。さらには、業務ベンダの標準準拠システム開発の進捗状況及びそれを受けての本市の対応スケジュール等を考慮すると、大半の業務システムでは令和７年度末までの標準準拠システムへの移行は非常に困難である。

■標準準拠システムへの移行に際しては、補助対象であるデータ移行やコンサルタント経費など多額の費用が必要となる。また、補助対象外経費である構築費用などに加え、構築時期が集中することによる構築業者の人材不足や市場価格の高騰の影響を踏まえると、現在示されている補助の限度額では大きく不足する見込みである。

国による第三者機関の委員及び
コーディネーター選定の支援

【文部科学省】

提案・要望内容

1　いじめによる重大事態の調査実施にあたり、国による第三者機関の委員と被害児童生徒・保護者との対話を行うコーディネーター選定のための人材リスト作成・提供と委員等の謝金の財政措置をしていただきたい。

現　状

■いじめ防止対策推進法では、いじめによる重大事態の調査を学校の設置者又は学校のもとに組織を設置して行うこととなっている。

■調査の実施にあたり、第三者委員会を設ける場合、極めて高い専門性が求められ、自治体ごとでは人材確保が難しく、第三者機関の委員の選定は困難さを増してきている。

課　題

■いじめの件数が増加し、今後はさらに重大事態の調査件数も増えることが予想される。調査の実施を行うには、第三者委員会の人材の確保が必要になるが、その人材が見つからず不足することが考えられる。

■国による第三者機関の委員と被害児童生徒・保護者との間に立って対話的なコーディネートをするコーディネーター選定のための人材

リストの作成、自治体への提供と委員等の謝金の財政措置をされたい。

参考１　重大事態発生時の対処（１号事案）

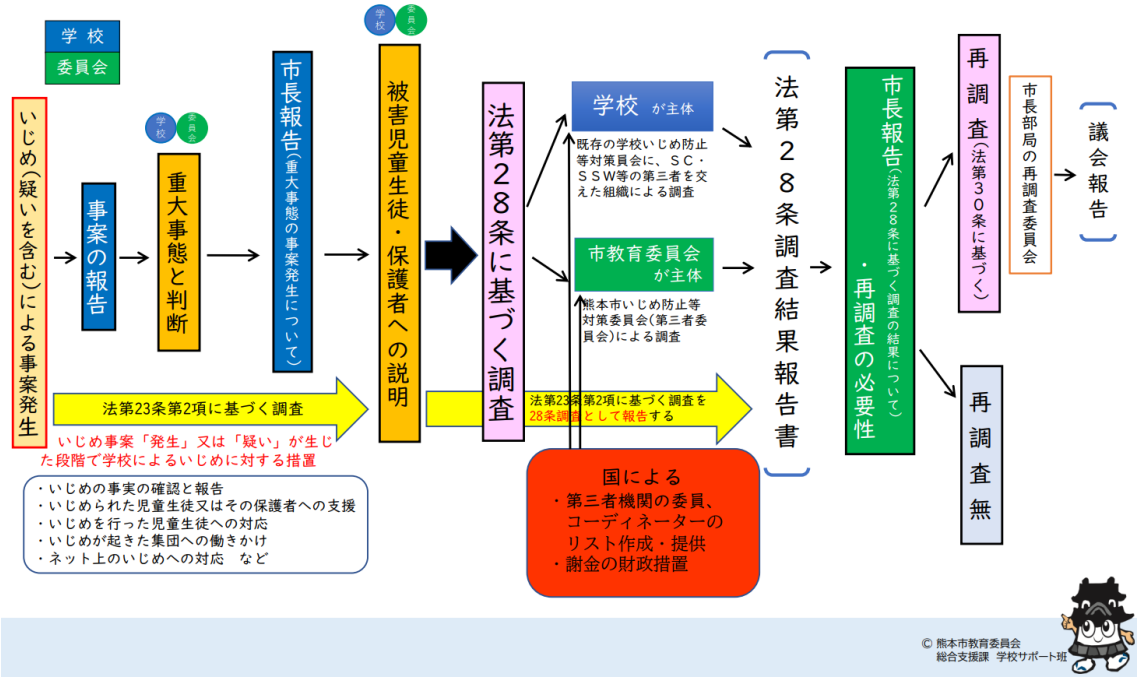

学校給食費の無償化に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

１　子育てに係る保護者の経済的負担を軽減し、こどもたちに安全安心で栄養バランスのとれた学校給食を安定的に提供するため、学校給食費の無償化について、恒久的な財政的支援をお願いしたい。

現　状

■生活保護世帯や就学援助世帯等の経済的に困窮する世帯に対して、学校給食費を無償化している。（約４億円）

■また、昨今の物価高騰による給食用食材価格の高騰への対応については、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することで、保護者の負担を増やすことなく栄養バランスのとれた学校給食の提供をしている。

課　題

■子育て世帯の教育費における給食費の割合は小さくなく、相当な負担感がある。また、一日の栄養摂取量の大半を学校給食で賄っているこどもがいるなど、学校給食はこどもたちのセーフティネットとしての機能を有している。

■そのような中で、学校給食費の無償化に取り組む自治体もあることから、自治体の規模や財政力によって地域間の格差が生じることが懸念される。

■本市において学校給食費の無償化を実現するためには、新たに約２８億円の財源確保が必要となり、本市独自の財源だけで実施することは困難である。

要望担当課：教育委員会事務局学校教育部健康教育課　TEL096-328-2728

わいせつ教員排除に係る処分歴データの拡充

【文部科学省】

提案・要望内容

１　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき国において整備されるデータベースに、わいせつ行為に係る免職以外の懲戒処分の情報を追加していただきたい。

現　状

■令和３年４月、文部科学省から教育委員会の教員採用権者に対し、官報に公告された教員免許状の失効・取上げ情報を簡易に検索するための検索ツールが提供されており、採用希望者の過去の懲戒免職処分歴等が判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じ本人に対してより詳細な確認を行うことができるようになった。

■また、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（以下、「新法」という。）に基づき、国において、免許が失効もしくは取上げとなった元教員の氏名や処分された日付や理由のほか、必要に応じて事案の概要などの詳細などを含めたデータベースが整備されている。

■しかしながら、新法のデータベースで検索できるのは、懲戒免職となったケースのみであり、停職以下の処分を受けた者は把握することができないのが現状である。

課　題

■文部科学省が毎年実施する「公立学校教職員の人事行政状況調査」によれば、わいせつ行為に係る懲戒処分のうち、免職以外の処分も見受けられる。とりわけ、児童生徒に対するわいせつ行為については、文部科学省の通知で原則として懲戒免職とするべきとされているところ、停職処分となっているケースがみられる。

■また、過去にわいせつ行為を原因として停職以下の懲戒処分を受けた者が、その事実を秘匿して、他都市で再び教員として採用されるケースが生じている。

■教育委員会においては、教員採用試験や臨時的任用職員の採用希望者の経歴等の確認において、自己申告の内容に疑義が生じているか否かの確認ができない状況である。

■児童生徒等の権利利益を擁護するためには、わいせつ行為を原因とした停職以下の懲戒処分についても把握した上での教員採用が必要である。

参考１　性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）

性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）

	懲戒処分　A					訓告等措置B	合計 A+B
	免職	停職	減給	戒告	合計		
R3	119	50	21	2	192	24	216
うち児童生徒に対するもの	89	5	0	0	94	0	94
R2	113	45	17	3	178	22	200
うち児童生徒に対するもの	91	5	0	0	96	0	96
R1	153	50	16	9	228	45	273
うち児童生徒に対するもの	121	5	0	0	126	0	126

（出典：公立学校教職員の人事行政状況調査より抜粋）

子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会確保のための財政支援等

【文部科学省・スポーツ庁・文化庁】

提案・要望内容

１　子どもがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するためにも、部活動改革について、休日だけでなく平日も含めた方向性を早急に示していただきたい。

２　部活動指導員や外部指導者の配置など教員以外の人材を含む指導体制を整備するための施策について、配置の拡大や実態を踏まえた補助基準額の引き上げ及び人材派遣・外部委託・地域人材を活用した事業等への補助制度創設など、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講じていただきたい。

現　状

■中学校運動部活動数４６７部、文化部活動数１０９部　計５７６部の内、教員のみが指導している部活数は４７７部（８２．８％）となっている。（令和４年８月時点）

■中学校教員の約８割が部活動に従事しているが、勤務実態調査によると、約半数の教員が負担と感じている。

■外部人材（技術指導者）が少ないため、経験がない種目を担当する教員にとって、大きな負担となっている。

■令和４年度に時間外の在校時間が月８０時間を超過した教職員２３０人の内、中学校教諭等は１２８人（５５．７％）となっており、主な要因が部活動であることがわかっている。（令和５年３月末時点）

■スポーツ庁及び文化庁にそれぞれ設置された検討会議の提言や、同庁が令和４年 12 月に策定したガイドラインにおいて、平日の部活動について、休日の地域移行と一体的に検討する可能性についても言及されているが、休日の段階的移行を基本とし、その状況等を検証し、更なる改革を推進することとなっている。

課　題

■国の検討会議から提出された提言や、ガイドラインでは、休日の部活動の段階的な地域移行については具体的に示されたが、持続可能な部活動運営を行うためには、休日だけでなく平日も含めた検討を早急に行う必要がある。

■教職員の負担軽減のためには、部活動指導員などの外部人材を確保する必要があるが、厳しい財政状況の中、拡充等が困難である。

■これらの課題を踏まえ、本市では、熊本市部活動改革検討委員会を設置し、持続可能な運営主体のあり方等について検討しているが、運営に要する費用等について財政支援が必要となることが想定される。また、指導に係る人件費相当額については、保護者が運営主体に支払うことも検討しているが、保護者の負担が過度なものとならないよう、受益者負担の考え方を取り入れている他の制度と同様に公費による一部負担を検討していく必要がある。

■熊本市の総合型地域スポーツクラブ数は２３クラブしかなく、地域クラブの受け皿としては少ない。

参考１　中学校部活動（部数・加入率）推移

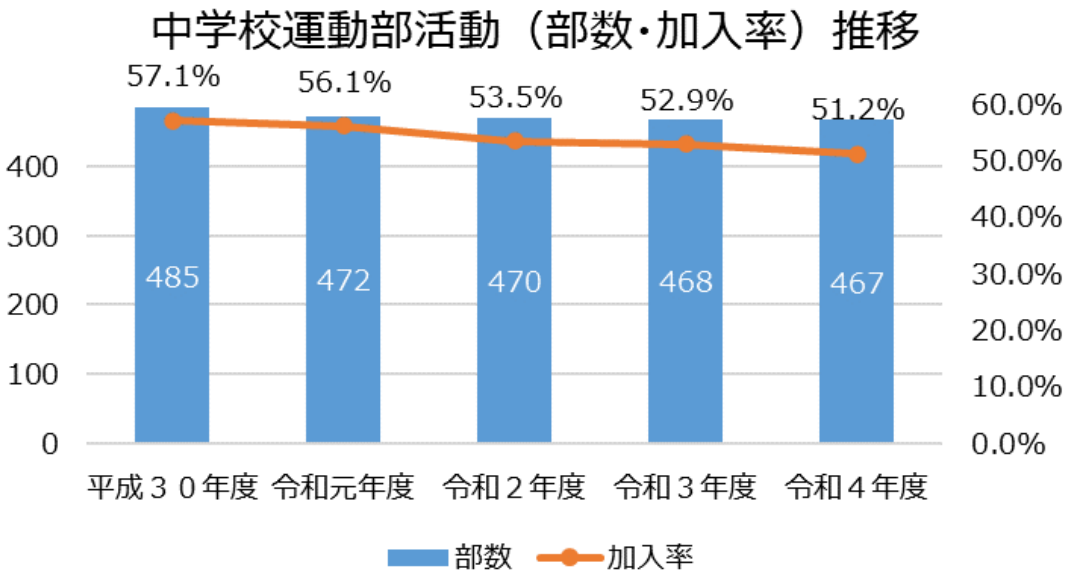

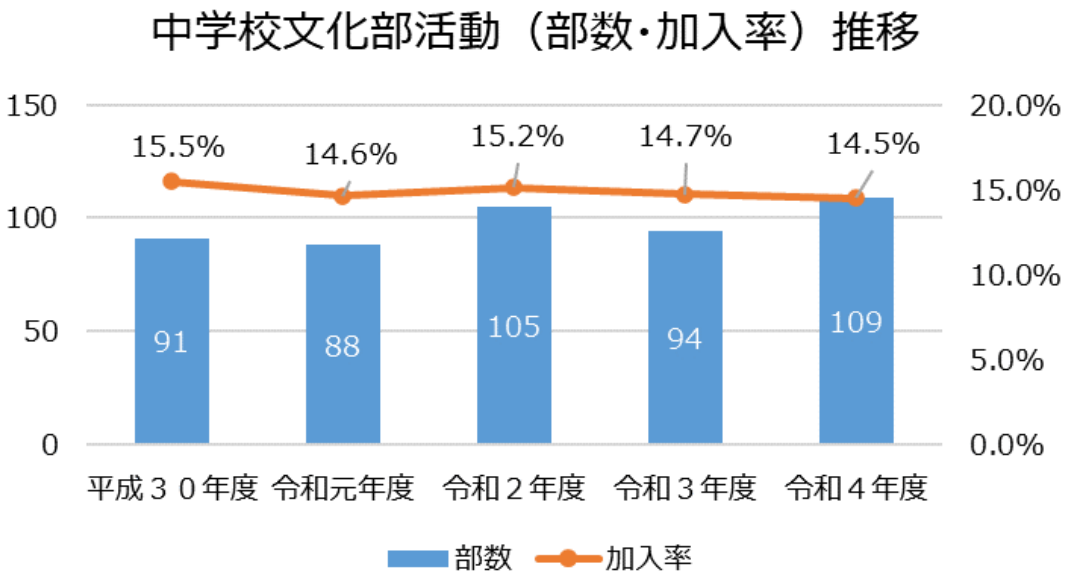

※文化部活動の令和元年度までの部数等は、文化部活動補助金の申請をした部活動のみの数となっている。令和２年度以降は、部活動調査を新たに行ったため調査基準が異なる。

参考２　中学校教員の部活動指導の内訳

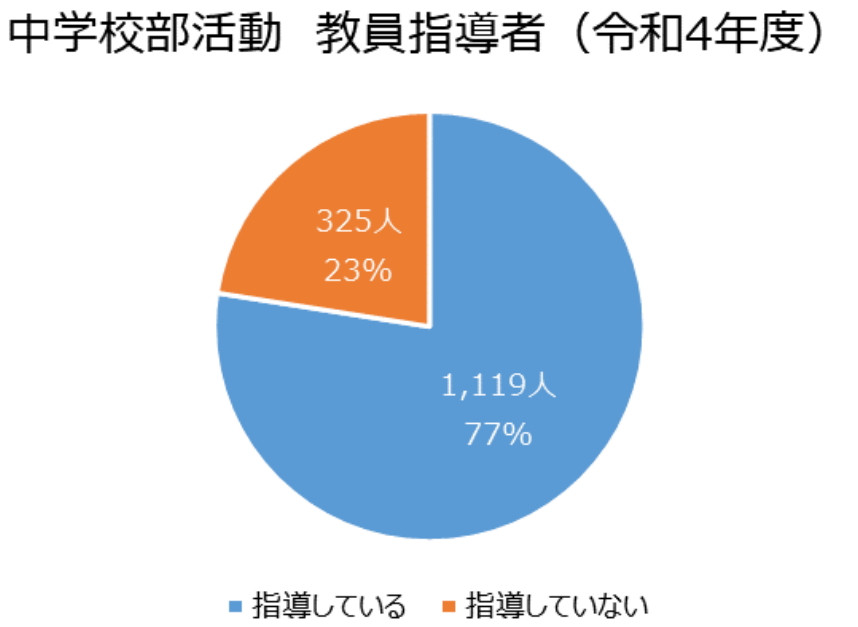

参考３　中学校部活動外部指導者配置状況

中学校運動部活動　外部指導者配置状況（令和４年度）

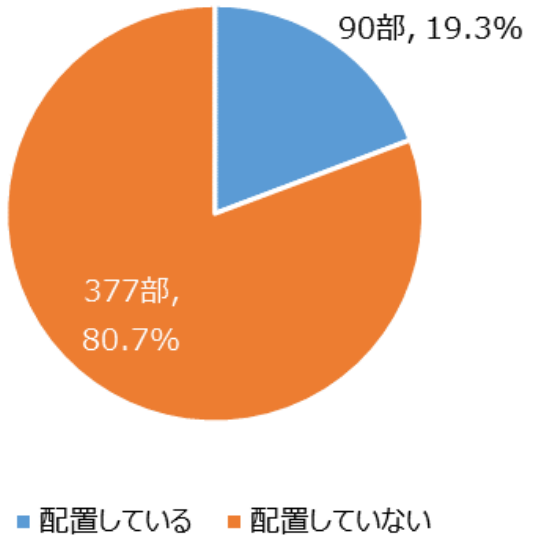

中学校文化部活動　外部指導者配置状況（令和４年度）

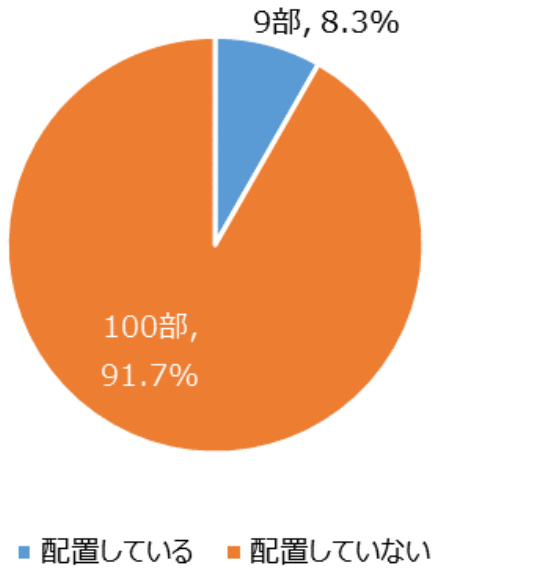

参考４　部活動についての負担感に関する調査

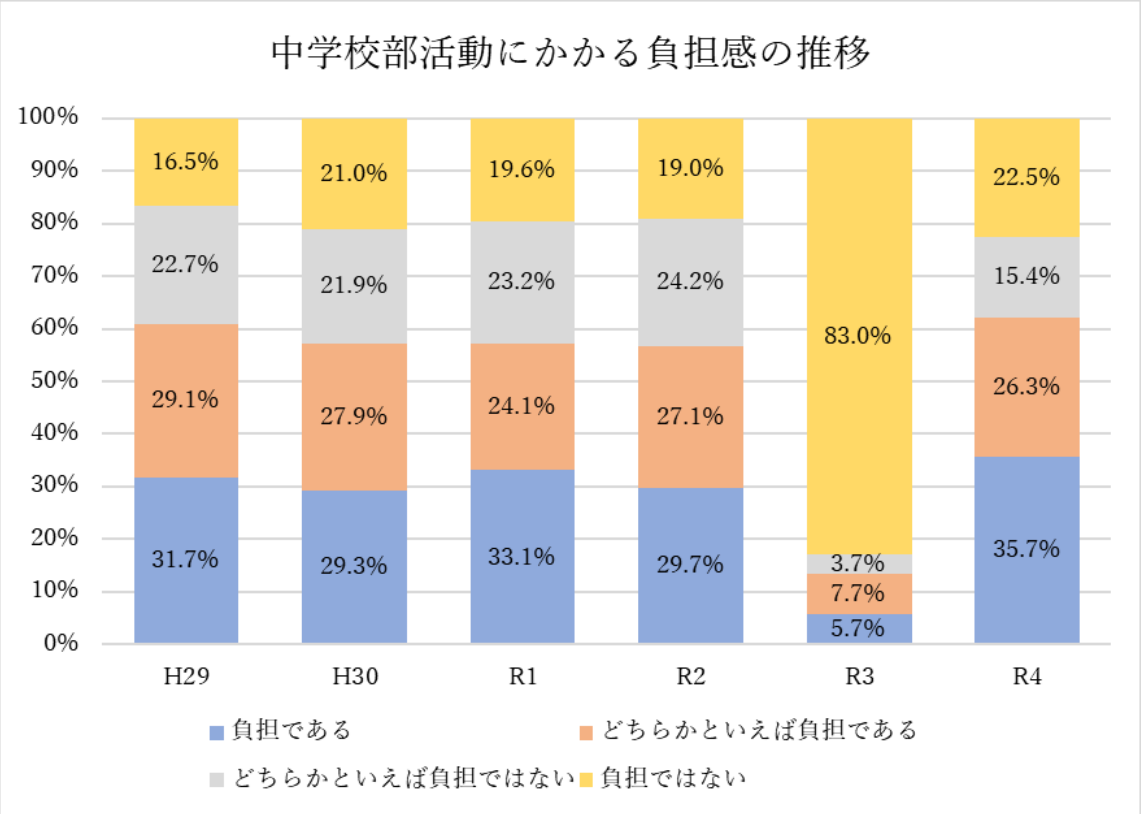

※令和３年度は、調査期間が「まん延防止等重点措置期間」の適用期間と重複し、部活動が原則禁止となったため、負担感が大きく減少したものと考えられる。

参考５　時間外の在校時間が月８０時間を超過する教職員の内訳

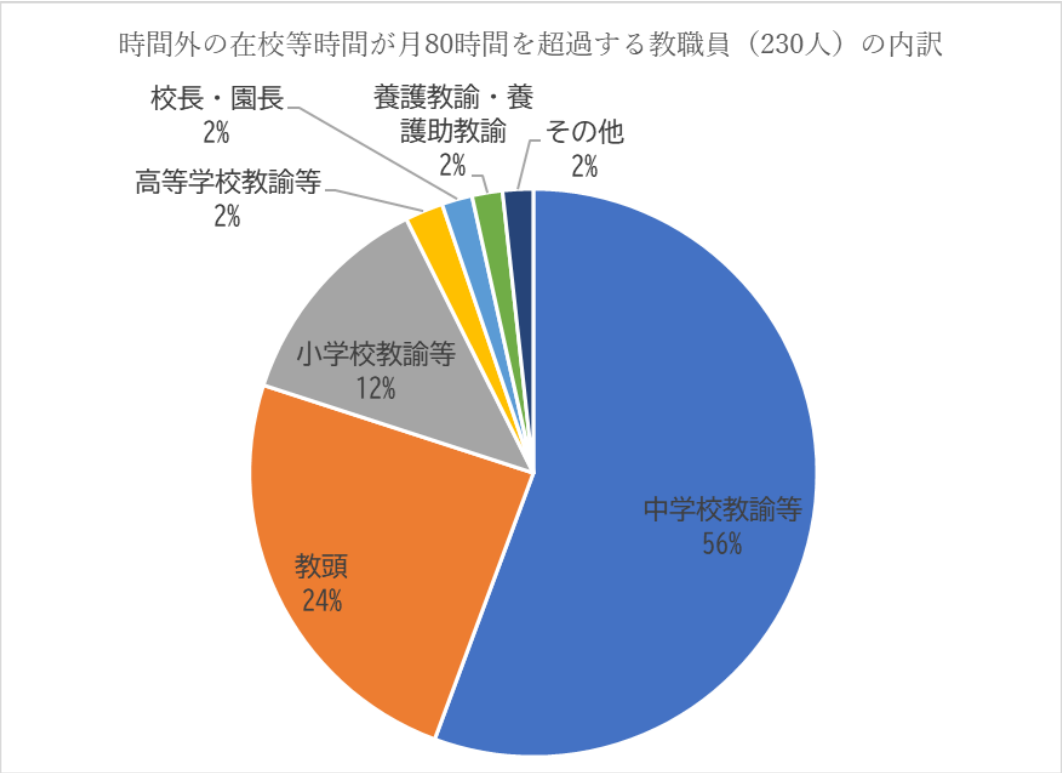

	全職員数	80 時間超過者	全職員数に対する割合	内訳
校長・園長	145 人	4 人	2.8%	1.7%
教頭	154 人	56 人	36.4%	24.3%
小学校教諭等	2031 人	29 人	1.4%	12.6%
中学校教諭等	1164 人	128 人	11.0%	55.7%
高等学校教諭等	103 人	5 人	4.9%	2.2%
幼稚園教諭等	38 人	0 人	0.0%	0.0%
支援学校教諭等	50 人	1 人	2.0%	0.4%
専門学校教員等	9 人	0 人	0.0%	0.0%
養護助教諭等	154 人	4 人	2.6%	1.7%
事務職員等	164 人	3 人	1.8%	1.3%
その他	75 人	0 人	0.0%	0.0%
総計	4087 人	230 人	5.6%	100.0%

参考６　８０時間超発生要因

全中学校に 80 時間超発生の要因を調査（令和元年 11 月時点）

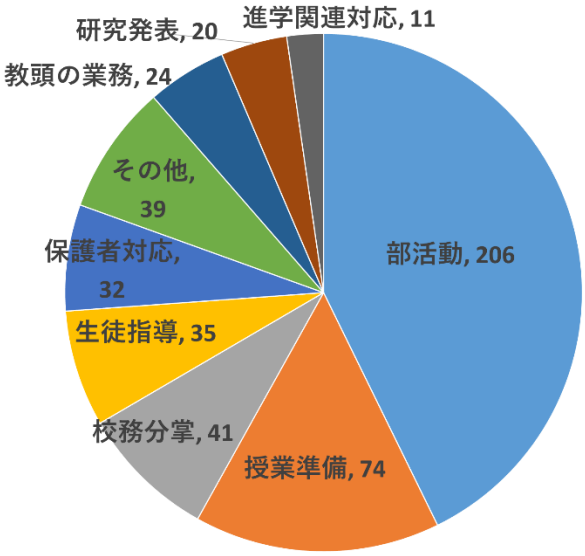

参考７　民間クラブに対する各家庭の一月あたり会費負担状況

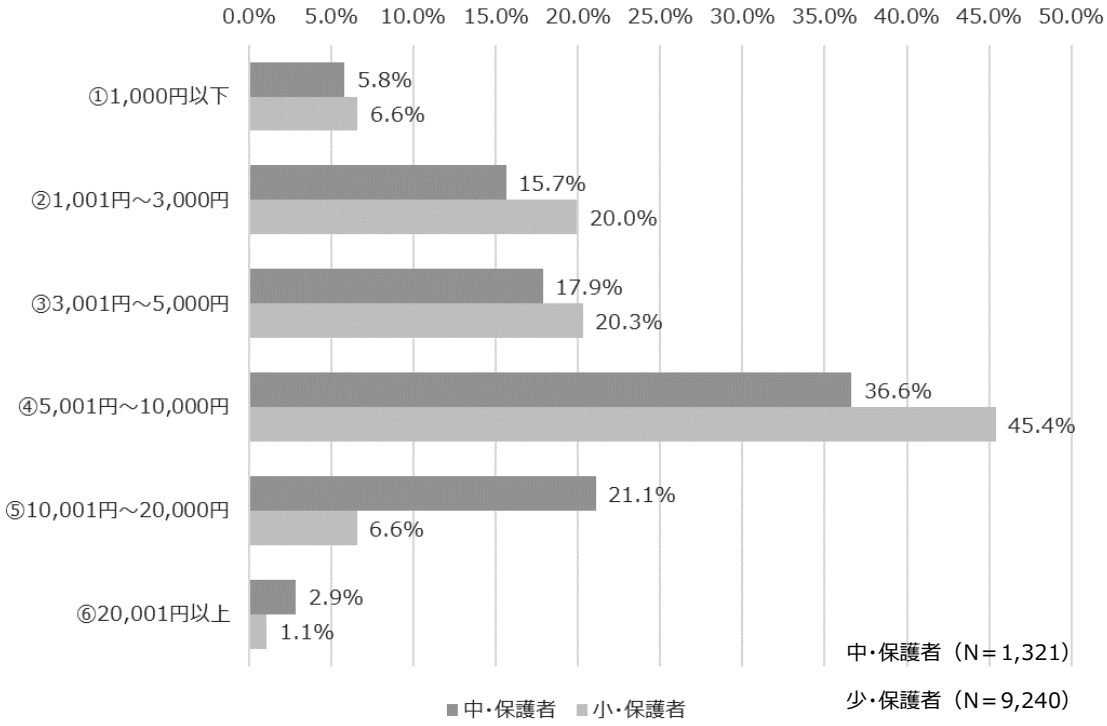

※参考（中学校部活動における平均部費月額）

運動部：2,130 円　文化部：2,182 円

義務教育課程における少人数学級の更なる推進

【文部科学省】

提案・要望内容

１　小学校の普通学級における学級編制の標準が３５人に引き下げられたことに伴い、新たに教室等の確保が必要となることから、施設整備に対する補助制度を拡充していただきたい。

２　中学校における少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を見直し、基礎定数の改善を図るため、義務教育標準法を改正していただきたい。

現　状

■小学校の普通学級における学級編制の標準は、３５人に引き下げる義務教育標準法が改正され、令和７年度までに段階的に３５人学級に移行される。本市においては、国のスケジュールに先駆けて、令和４年度から小学校５年生への３５人学級を導入し、令和５年度は小学校６年生へ拡充した。

■一方、中学校の普通学級における学級編制の標準は、依然として４０人が標準とされている。

課　題

■学級編制の標準の引き下げにより新たに教室等の確保が必要となるが、教室不足に対応するための仮設建物設置に要する経費については、国庫補助の対象となっておらず、不足する教室については市の一般財源により対応している。

■中学校の学級編制の標準は４０人とされており、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導の実現が困難である。

要望担当課：教育委員会事務局教育総務部教育政策課　TEL096-328-2704
学校施設課　TEL096-328-2709　学校教育部教職員課　TEL096-328-2720

GIGA スクール構想の着実な実施に向けた支援

【文部科学省・内閣府】

提案・要望内容

１　１人１台のタブレット端末の整備について、端末の更新に要する経費への財政支援をしていただくとともに、その方針を令和５年度秋までに提示いただきたい。また、Wi-Fi 方式の端末だけではなく、LTE 方式の端末も想定していただきたい。
通信費等、LTE 端末の運用に必要な経費に対しても、十分な財政支援をしていただきたい。

２　今後の１人１台タブレット端末の整備や更新にあたっては、教育環境の安定的な充実のため、一過性の補助ではなく、継続的な財政支援を可能とする関係法令を整備していただきたい。

現　状

■本市では、平成 30 年度（2018 年度）から全小中学校の 3 クラスに 1 クラス分程度の LTE 端末（タブレット端末）を段階的に整備し、令和 3 年（2021 年）1 月末には全小中学校の児童生徒 1 人 1 台の LTE 端末の整備を終え、授業改善に取り組んでいる。

■LTE 端末は Wi-Fi 端末に比べて端末費用が割高かつ通信費用が発生するが、端末を持ち帰っての家庭学習時に Wi-Fi 環境の有無による学習環境の格差がないように、本市では LTE 端末を整備している。

■1 人 1 台のタブレット端末の整備の財政支援は、3 クラスに 1 クラス分の整備が地方財政措置、1 人 1 台分整備の残りが補助（公立学校情報機器整備費補助金）となっている。

課　題

■令和 6 年度に現行の端末を一斉更新し、令和 7 年度より新たな端末による運用を開始する予定であるが、国の財政支援の方針が出ておらず、予算化が難しい。

■端末の運用にあたっては、LTE の通信費のほか、機器保守費、指導者用・予備用端末整備費、セキュリティ対策費、ソフトウェアライセンス費等が必要となる。

■端末更新には多額の経費を要することから、国の継続的かつ安定的で、十分な財政支援が必要である。

参考１　本市における現在の端末整備にかかる費用負担状況

		H30年度（2018年度）	H31年度（2019年度）	R2年度（2020年度）	R3年度（2021年度）	R4年度（2022年度）	R5年度（2023年度）	R6年度（2024年度）	合計
2018年度整備	費用（市単独※地財措置含む）	75,600	497,040	723,041	721,447	723,770	301,570		3,042,468
	契約月数	（7ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（5ヶ月）		（60ヶ月）
	契約台数（年度/契約末時点）	4,335	16,611	23,767	23,767	23,767	23,767		23,767
2020年度整備	費用（市単独）			159,324	961,527	968,046	968,471	807,059	3,864,427
	費用（補助※総額を月数で按分）			77,012	462,077	462,077	462,077	385,064	1,848,307
	契約月数			（2ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（12ヶ月）	（10ヶ月）	（48ヶ月）
	契約台数（年度/契約末時点）			40,958	41,258	41,293	41,293	41,293	41,293
両年度合計	費用（市単独※地財措置含む）	75,600	497,040	882,365	1,682,974	1,691,861	1,270,041	807,059	6,906,940
	費用（補助※総額を月数で按分）			77,012	462,077	462,077	462,077	385,064	1,848,307
	総計	75,600	497,040	959,377	2,145,051	2,153,938	1,732,118	1,192,123	8,755,247
	契約台数（年度/契約末時点）	4,335	16,611	64,725	65,025	65,060	65,060	41,293	65,060

（費用単位：千円）

※2018年度整備、2020年度整備ともに、令和6年度（2024年度）末まで契約延長予定。
　合計の端末台数は、契約の最終時点の台数を計上。

令和4年度（2022年度）を例にとると、年間約22億円の負担。
補助がある場合、年間約17億円の負担となり、補助の方針により財政負担の影響が大きく変わる。

グローバル化に対応した英語教育の推進に伴う財政支援の充実

【文部科学省】

提案・要望内容

１　JET プログラム以外の民間事業者の活用による外国語指導助手（ALT）について、更なる財政支援の拡充を講じていただきたい。

２　生徒の英語能力検証について、外部指標実施経費に係る財政措置を講じていただきたい。

（１）外国語指導助手（ALT）

現　状

■本市では、小学校における外国語活動を先行実施するなど、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の充実に努めている。

■ALT の増員については、本市が求める指導力及び資質の担保並びに生活サポート等の事務負担軽減の観点から、平成 30 年度（2018 年度）から一部民間事業者の活用をしている。

課　題

■今後、授業時数の増加・学習指導内容の高度化への対応には、授業で活用する ALT を増員する必要がある。各自治体が ALT の拡充に取り組むことで、JET プログラム以外の ALT の需要も増大すると考えられる。

■民間事業者の活用についても補助対象とされたが、JET プログラムの交付税措置による財政支援と比べ、ALT の拡充を図る自治体の負担が大きく、求められる英語教育の充実に向けた取組の支障となる（民間事業者による派遣小学校のみ（補助率 1/3））。

参考１　ALT の推移

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
JET	27	27	40	54	42	54	54
地域人材	6	6	6	0	0	0	0
民間派遣	0	0	10	10	15	10	10
合計	33	33	54	64	55	64	64

※ALT は原則８月～翌７月の１年で任用のため、８月での入れ替わり後の人数

※R2 は、新型コロナウイルス感染症の影響により、ALT 減

参考２　小学校・中学校における ALT 等の活用授業時数の割合

（ALT 等活用授業時数／外国語総授業時数　で算定）

●小学校

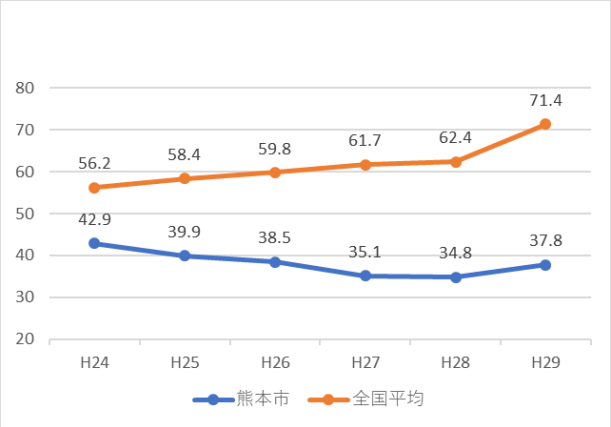

●中学校

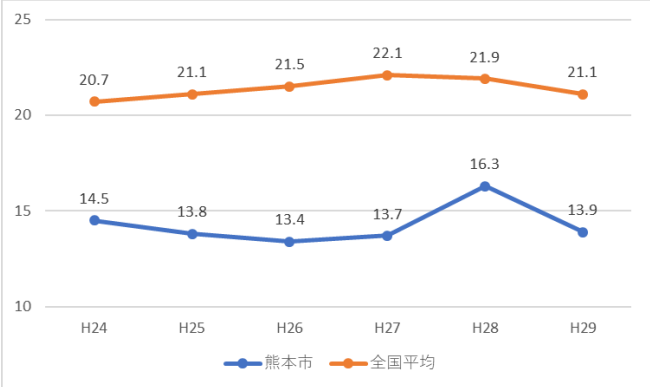

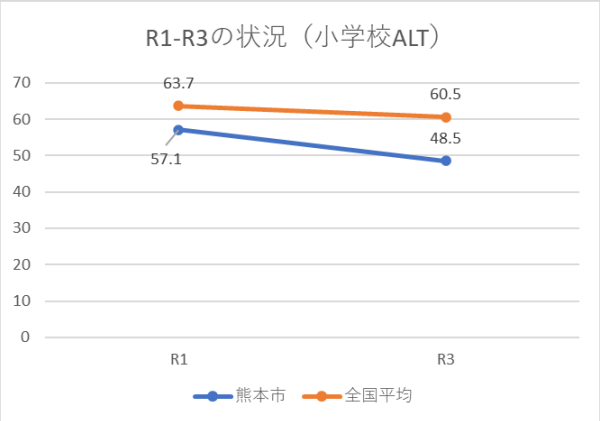

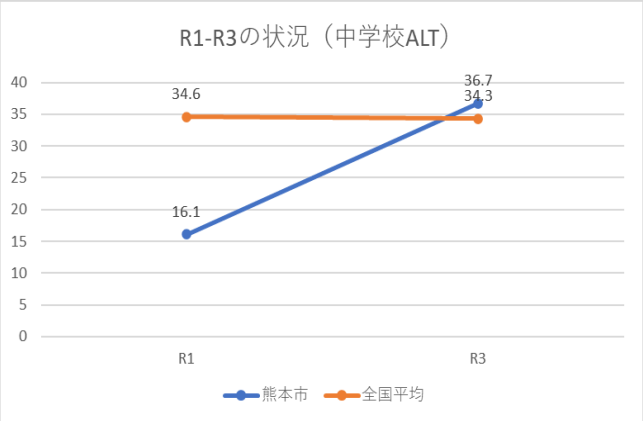

※H30、R2 については調査がなかったため未掲載。

※R1 より割合の算出方法が変わっているため、グラフを別で提示している。

（２）英語能力検証

現　状

■国は生徒の英語力の指標として、中 3 段階で英検 3 級以上を有する割合を 50%以上と定めている。

■本市では、平成 28 年度から公益財団法人日本英語検定協会の『英検 IBA』を熊本市立中学校で活用し、中 3 段階で英検 3 級以上を有する割合は、平成 28 年度 36.9%から、令和 4 年度 57.2%（令和 3 年度 56.1%）に向上した。

■受検した生徒は、自分の英語力が客観的に示されたことで学習意欲が高まり、教員もまた、より質の高い指導への意欲が向上するなどの効果があった。

課　題

■平成 28 年度から 3 年間、公益財団法人日本英語検定協会の復興支援を受け、『英検 IBA』を熊本市立中学校の全生徒が無償で受検したが、引き続き『英検 IBA』を活用できるよう外部指標実施経費（検定料：中学 3 年生約 6,000 人対象で約 3 百万円）を令和元年度から公費負担として予算化しているが、厳しい財政状況の中、費用負担が過大であり、継続や拡充が困難である。

参考３　英検 3 級以上相当の英語力を有すると思われる中学 3 年生の割合

（英語教育実施状況調査）

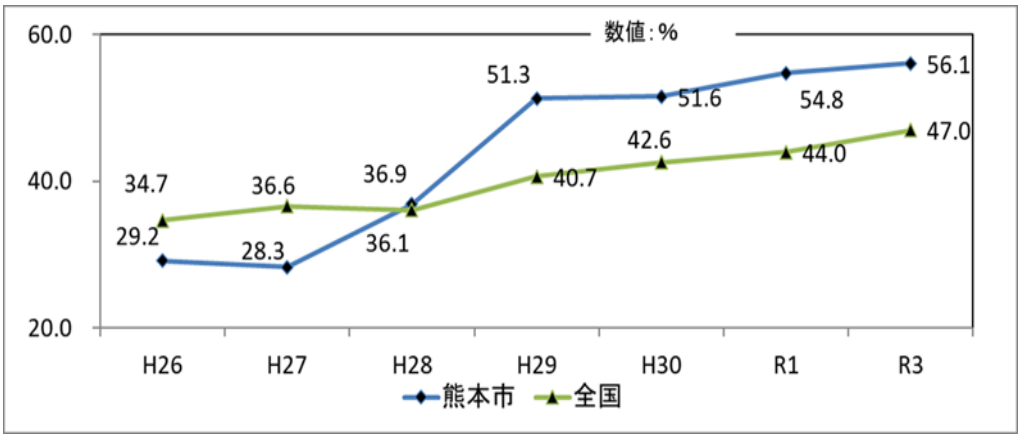

義務教育施設等の整備促進に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

１　学校施設の新増改築における補助単価と実勢単価に乖離があるため、実情にあった対象経費の算定や補助単価の引上げを、引き続き検討していただきたい。

２　児童・生徒の安全確保や学校施設の機能改善を図るため、体育館の床等の施設の部位改修について補助制度を創設していただきたい。

３　児童・生徒の安全で良好な教育環境を確保するため、運動場などの屋外教育環境整備事業における国庫補助を継続するとともに、必要な予算額を確保していただきたい。

現　状

■本市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、計画的に学校施設の環境整備に取り組んでいる。

■学校施設の新増改築については、補助単価と実勢単価に乖離があるため、自治体の財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。

■体育館の床等の施設の部位改修については、補助事業の対象外となるため、自治体における財政負担が大きく、計画的な整備が進んでいない。

■長年運動場を使用することにより、土の締め固まり等による段差や小石が露出し、児童・生徒がつまずいた際に、予期せぬ怪我へとつながる危険性があるため、屋外教育環境整備事業を活用し、計画的な整備が必要であるが、当該補助事業については、令和６年度（2024 年度）までの時限的措置となっている。

課　題

■近年、校舎・トイレ・体育館等、多くの学校施設の老朽化が進み、施設の長寿命化や環境改善を図るなど、安全で安心な教育環境の整備が必要。

参考１　体育館の床部位改修の事例

改修前

改修後

【運動場排水不良の状況】

きめ細かな教育活動の推進に向けた財政支援等

【文部科学省】

提案・要望内容

１　スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に安定的に配置できるよう、これらの職種を教職員定数として算定し、国庫負担の対象としていただきたい。

現　状

■学校が抱える課題がより複雑化・多様化する中、本市では、スクールカウンセラーは全中学校に配置している。スクールソーシャルワーカーについては、令和２年度は活動の拠点となる学校へ配置した。

■令和３年度からは、不登校対策重点校として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、不登校対策サポーターの３職種を６中学校に配置した。

課　題

■いじめや不登校をはじめとした生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を学校に恒常的に配置する必要がある。

参考１　令和４年度スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置

職種	配置状況
スクールカウンセラー	通常配置中学校区　（36校区）　7,665時間 不登校対策モデル中学校区（6校区）　3,540時間 特別支援学校（あおば、さくら）　70時間 フレンドリーオンライン　105時間 合計　11,380時間
スクールソーシャルワーカー	不登校対策重点校区　3人 拠点校配置型　13人 合計　16人